

---

## 退職金専用定期預金「優宝」特約

退職金専用定期預金「優宝」（以下、「この預金」といいます。）は、個人の方で退職金のお受取り後、1年以内に退職金を原資としてお預入いただける方が対象となり、ご契約の際は確認のため、「退職所得の源泉徴収票」等退職金のお受取りを確認できる資料をご提示いただきます。

この預金は、自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定（以下、「関連規定」といいます。）によるほか、本特約によりお取扱いさせていただきます。なお、関連規定と本特約で相違が生じる場合には、本特約が優先して適用されるものとします。

### 1. (預入金額)

この預金の預入は、一口100万円以上1円単位で3,000万円以内かつ退職金受取額の範囲内とします。

### 2. (預入期間)

この預金の預入期間は、6か月間とします。

### 3. (利用条件)

- (1) この預金は、当金庫で、1人1回1口座のご利用に限ります。
- (2) この預金は、自動継続扱いのみの取扱いとします。
- (3) この預金は、総合口座として利用することはできません。

### 4. (利息)

この預金は、初回預入時に限り、当金庫所定の方法により表示する退職金専用定期預金「優宝」の利率を適用します。

### 5. (自動継続)

- (1) この預金は、証書記載満期日に前回と同一の自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 特別金利は初回満期日までの適用とし、この預金の自動継続後の利率は、満期日(継続日)における当金庫所定の方法により表示する自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)の利率を適用します。

### 6. (特約の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本特約の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上